

基礎研 レポート

老後の年金が「月 10 万円未満」 の割合は 50 歳女性の 6 割弱、40 歳女性の 5 割強

～2024 年「財政検証」で初めて示された女性の将来の年金見通し

生活研究部 准主任研究員 坊 美生子

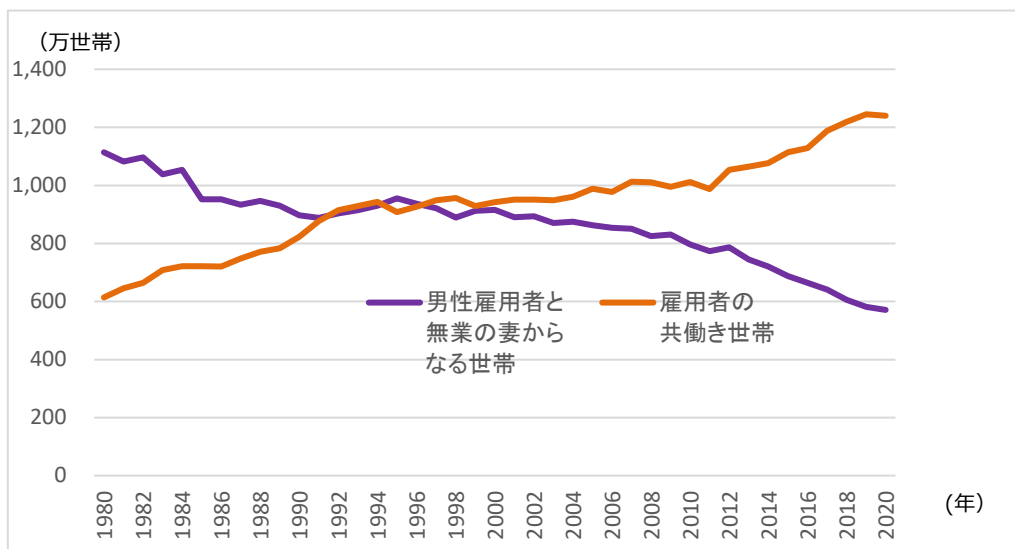
(03)3512-1821 e-mail ; mioko_bo@nli-research.co.jp

1——はじめに

7 月上旬、公的年金の財政の健全性を検証する 5 年に 1 度の「財政検証」の結果が、厚生労働省から公表された。女性の暮らしを考える上で、今回の財政検証のポイントは、将来の年金受給月額について、初めて、「40 年間働いたサラリーマンの夫と専業主婦の妻」という“モデル世帯”だけではなく、性・世代別に、個人単位の受給額などの見通しが公表されたことである。これは、約 30 年前から片働き世帯を共働き世帯が上回っていることや（図表 1）、高齢者の単独世帯が増加していることから（図表 2）、“モデル世帯”に当てはまらない国民が増えているためであり、年金の情報公表としては、大きな転換点だと言える。この検証結果を活用すれば、例えば出産・育児期の女性が、会社で長く勤め続ける場合と退職する場合の自身の年金受給額の違いをイメージしやすくなるなど、個人が長期的なライフデザインを描く上で、有効な判断材料が提示されたと言える。また、性・世代別など、属性による年金受給額の違いを踏まえた議論がしやすくなった。

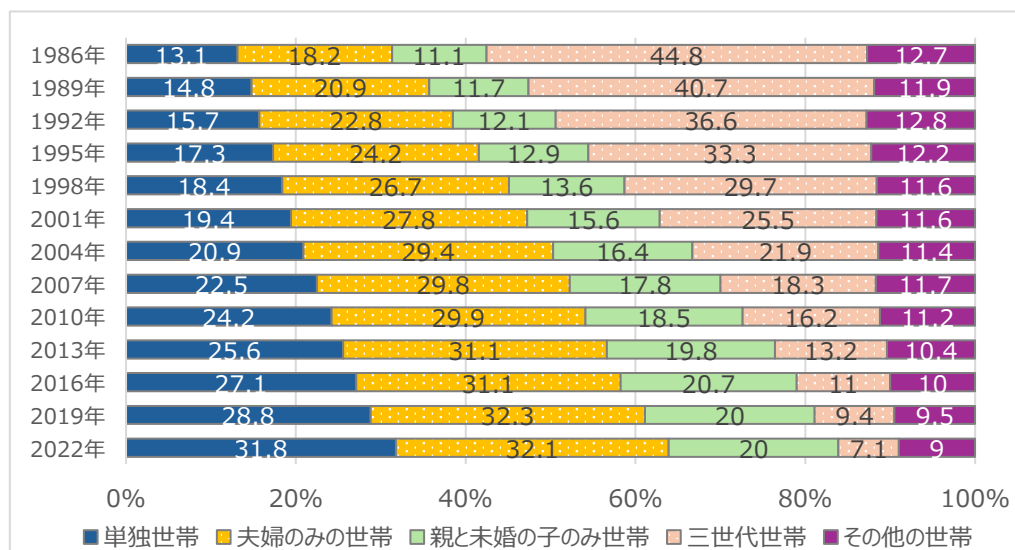
そこで本稿では、財政検証の結果で示された新しい情報を示しながら、女性にフォーカスして、年金の将来見通しについて説明する。財政検証の本来の焦点は、国民が将来受け取ることができる年金水準が、その時点の現役世代男性の平均手取り賃金に比べて何割かを示す「所得代替率」だが、年金財政は本稿の主題ではないため、取り扱わない。また、女性の年金に関しては、厚生年金保険の第 3 号被保険者の制度見直しや、短時間労働者に対する厚生年金の更なる適用拡大など、政策的に様々な論点があるが、それらについても論考の対象とせず、現行の制度のもとでの女性の年金見通しについて考察する。

図表 1 片働き世帯と共働き世帯の推移



(資料) 厚生労働省 HP と総務省「労働力調査」より作成。

図表 2 高齢者がいる世帯の世帯構造の年次推移



(備考 1) 1996 年は兵庫県を除いた数字。

(備考 2) 2016 年は熊本県を除いた数字。

(備考 3) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」と「ひとり親と未婚の子のみの世帯」の合計。

(資料) 厚生労働省「2023 年 国民生活基礎調査の概況」より抜粋

2——財政検証が示した女性の年金の将来見通し

2-1 | 性・世代別に比較した年金額の見通し

(1) 性別に着目した年金受額の違い～厚生年金の被保険者期間の差が受給額の差に～

今回の財政検証の全体の結果は、①高成長実現（実質経済成長率 1.6%）、②成長型経済移行・継続（同 1.1%）、③過去 30 年投影（同▲0.1%）、④一人あたりゼロ成長（同▲0.7%）の 4 パターンで示されたが、性・世代別については、②と③の 2 パターンで見通しが示された。図表 3 には③、図表 4 には②の結果を、厚労省の資料から抜粋して記載した。＜年金受給額＞の棒グラフは、2024 年度末にグラフ中に記載した年齢になる人が、65 歳になった時に受給できる年金月額を分布を示したものである。＜厚生年金の被保険者期間＞の棒グラフは、65 歳になった時に、厚生年金の被保険者期間が何年になるかの分布を示したものである。【 】の中は、いずれも平均値である。なお、ここでいう年金受給額は、老齢基礎年金（国民年金）と報酬比例（厚生年金）を合わせたものである⁽¹⁾。

例えば、図表 3 で「50 歳男性」を単身で見ると、65 歳から受給開始する場合の年金受給月額は、「15～20 万円」が最も大きい約 4 割である。次に大きいのは「10～15 万円」（約 3 割）となっている。低い方を見ると、「5 万円未満」が 5.1%、「5～7 万円」が 6.0%、「7～10 万円」が 9.9%で、月 10 万円未満の人が合わせて約 2 割となっている。平均すれば 14.1 万円である。因みに、基礎年金は 2024 年度現在、満額で月 6 万 8 千円程度なので、受給額がこれより低い層は、現役時代に国民年金の保険料を満額支払っていなかった等の事情があると考えられる。

このような年金額を受給できる「50 歳男性」は、現役時代にどれぐらい保険料を納めていたのだろうか。それを示すのが、図表 3 のうち、厚生年金被保険者期間のグラフである。「50 歳男性」を見ると、約半数が「40 年以上」である。次いで「30～40 年」も 2 割強となっており、長期にわたって会社勤めをして、厚生年金の保険料を納めてきた人が多いことが分かる。平均は 34.2 年である。

次に、「50 歳女性」を単身で見た場合、一目瞭然、年金受給月額は、男性よりも低水準に多く分布している。主流は「10～15 万円」（約 3 割）と「7～10 万円」（約 3 割）。次に大きいのは「5～7 万円」（2 割弱）である。10 万円未満を合わせると、全体の 6 割弱を占めている。「15～20 万円」は約 1 割、20 万円以上はわずかである。平均は 9.8 万円であり、同世代の男性の約 7 割となっている。

そこで「50 歳女性」の厚生年金の被保険者期間を見ると、10 年未満が合わせて 3 割弱を占めるなど、男性よりも会社勤めが短いことが分かる。平均は 22.7 年で、同世代の男性よりも 10 年以上短い。この世代では、「結婚・出産後会社を退職して専業主婦になった」、「子育てが一段落した後はパートとして働いてきた」など、国民年金や、厚生年金第 3 号の被保険者期間が長い人が多いからである。

ここで、女性の老後の暮らしについて考えると、有配偶の場合は、図表 3 で示した男性と女性の合計金額を世帯として受給できる。因みに、ともに 50 歳の夫婦が、いずれも平均額を受給する場合は、世帯で 23.9 万円を受け取ることになり、夫婦ともに 50 歳の「モデル世帯」の受給額（21.7 万円）よりも高くなる。それに対し、シングルの場合は、図表 3 の単身の受給額が、老後の家計の柱となる。

そこで、シングル（「未婚」、「離別」、「死別」の合計）の割合を総務省統計局の令和 2 年国勢調査で

(1) その他、経過的加算及び負荷年金を含む。加給年金は除外。障害年金や遺族年金を受給していない場合の老齢年金額を算定したもの。

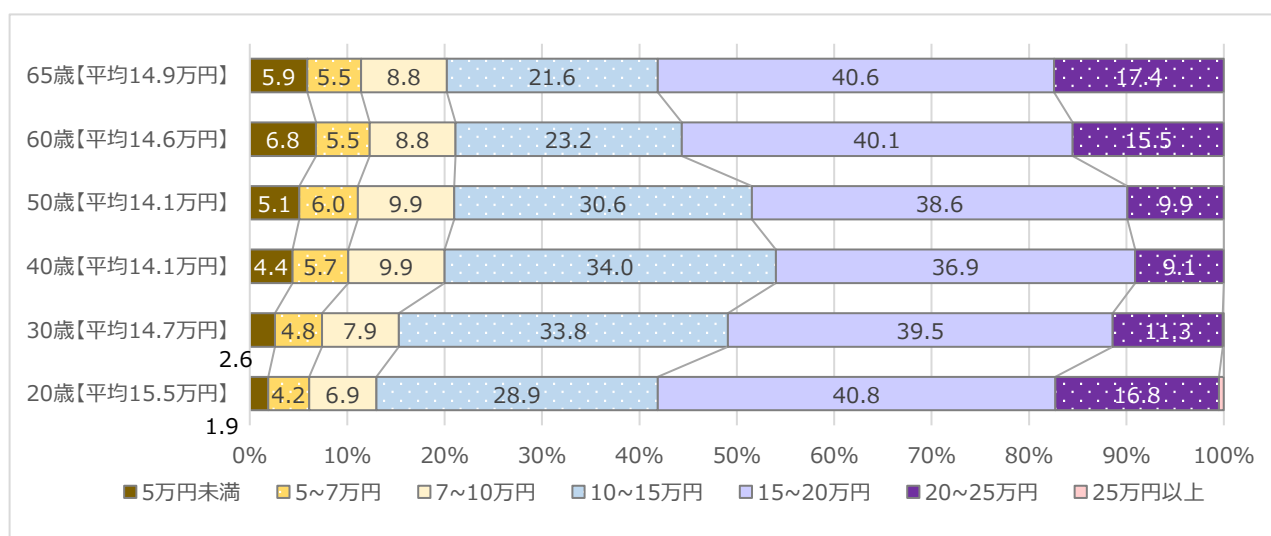
見ると、「50～54 歳男性」（2020 年時点）は 31.3%、「50～54 歳女性」（同）は 27.9%であり、この世代では、男女いずれも、約 3 割がシングルである。

シングルといっても、女性が夫と死別した場合には、遺族年金を選ぶことができる。ただし、2022 年度の遺族年金の平均月額、基礎年金額を含めて 10 万円未満の人が約 65%を占めており、水準は低い⁽²⁾。また、夫と離別した場合は、制度上は、当事者の合意か裁判所の決定により、年金を分割できるが、2022 年の実績を見ると、離婚件数 18 万件に対して年金分割が行われたのは約 3 万件に過ぎない。従って、この世代の女性は、シングルだと低年金となるリスクが高いと言える。

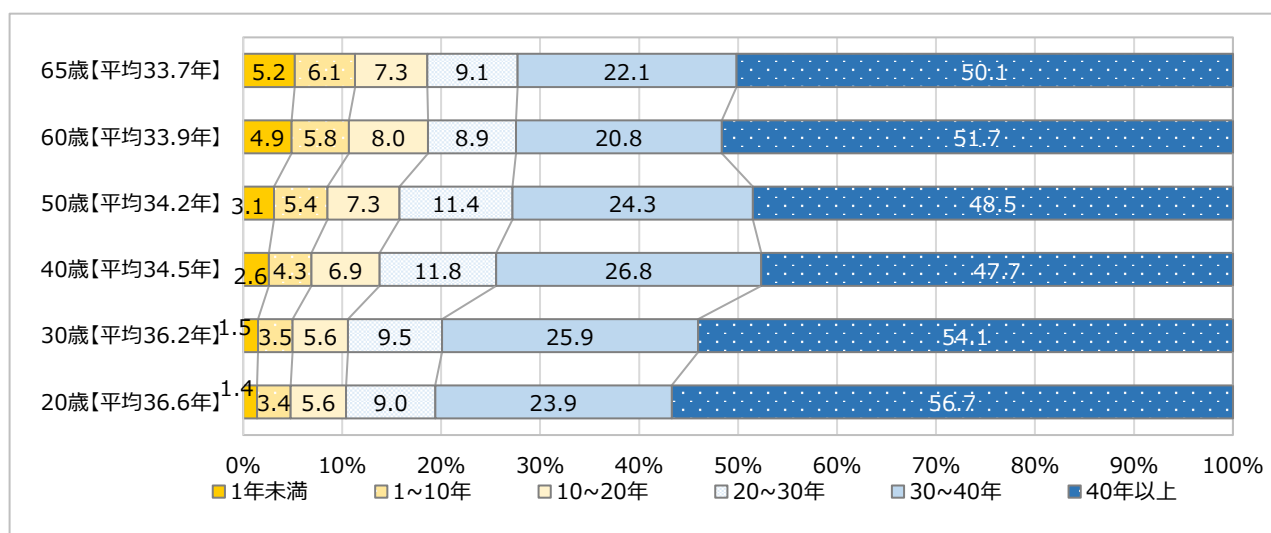
図表 3 性・年代別にみた厚生年金の被保険者期間と年金受給月額の平均と分布の見通し
(経済状況が過去 30 年投影のパターン)

【男性】

< 年金受給月額 >

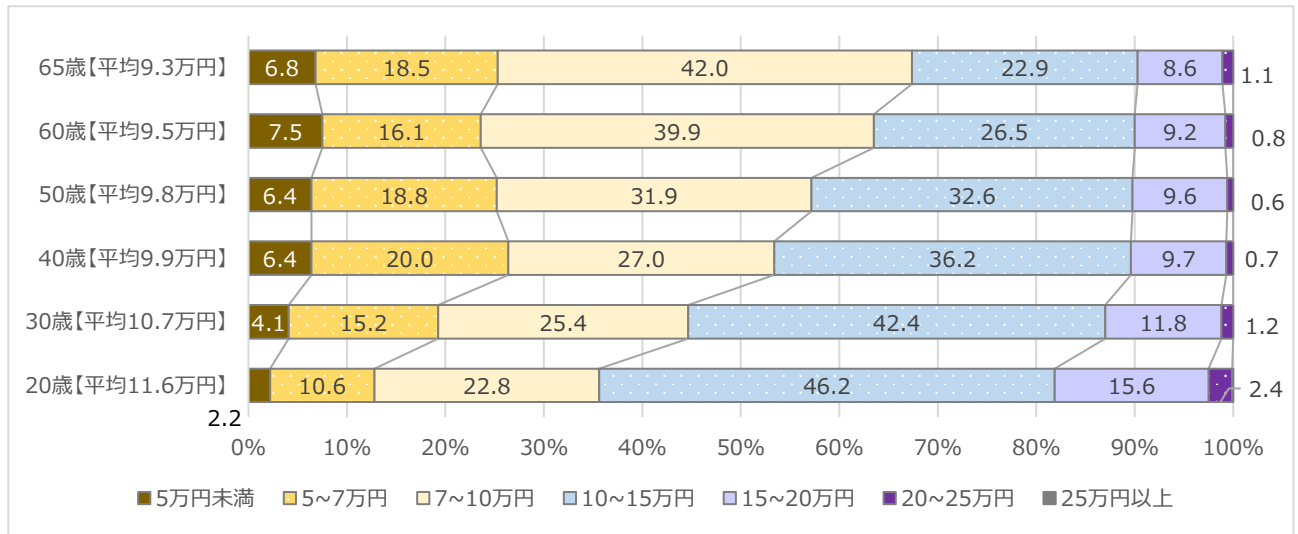


< 厚生年金の被保険者期間 >

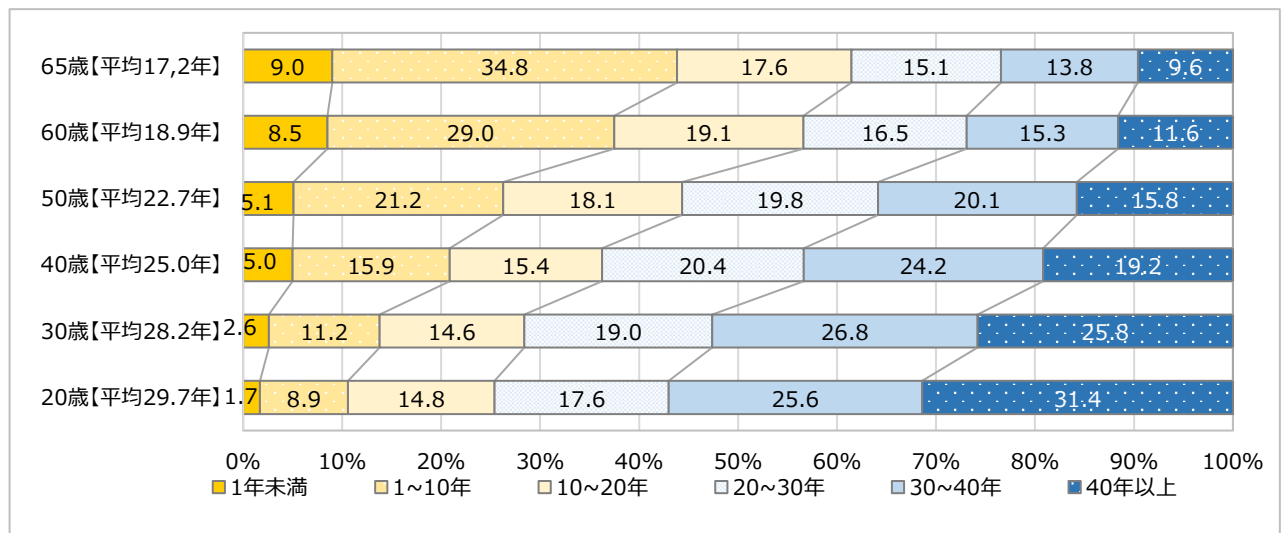


(2) 厚生労働省「令和 4 年度 厚生年金保険・国民年金事業年報」

【女性】
＜ 年金受給月額＞



＜ 厚生年金の被保険者期間＞



（備考 1）年齢は 2024 年度末。

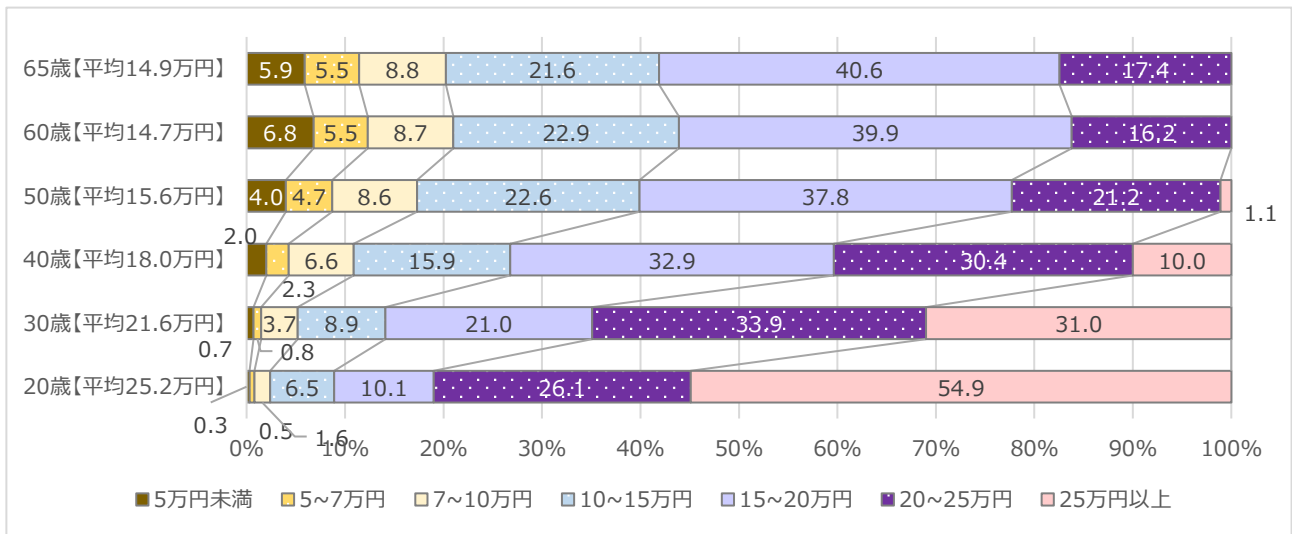
（備考 2）年金額は、65 歳で裁定した場合の金額。基礎年金（国民年金）と報酬比例部分（厚生年金）などの合計。

（資料）厚生労働大臣の諮問機関「社会保障審議会年金部会」第 16 回の配布資料より作成。

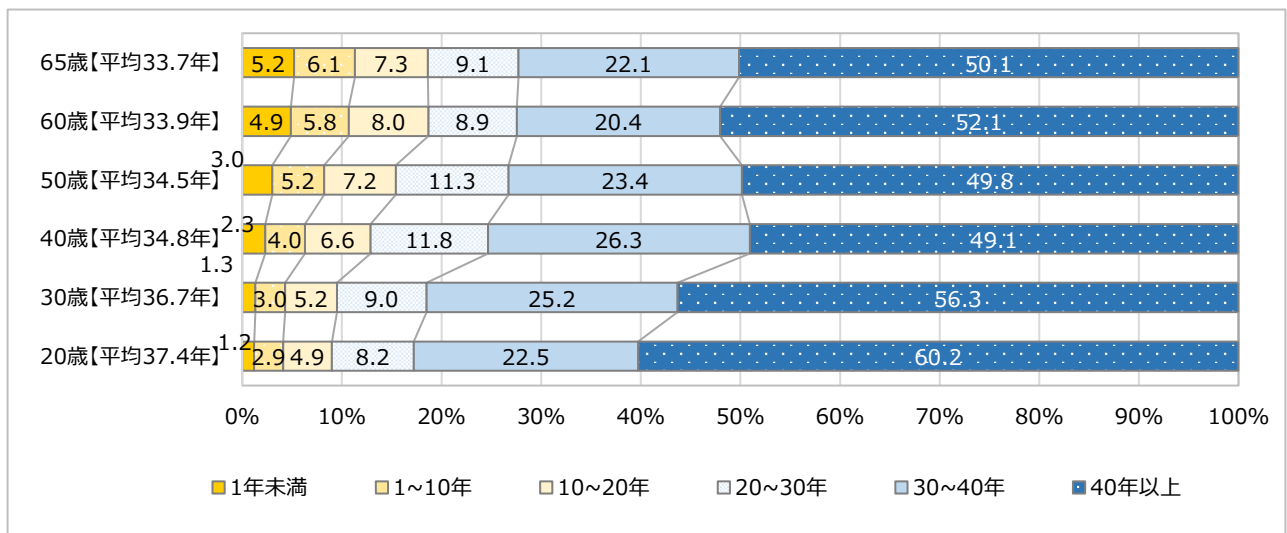
図表 4 性・年代別にみた厚生年金被保険者期間と年金受給月額の平均と分布の見通し
(成長型経済に移行・継続したパターン)

【男性】

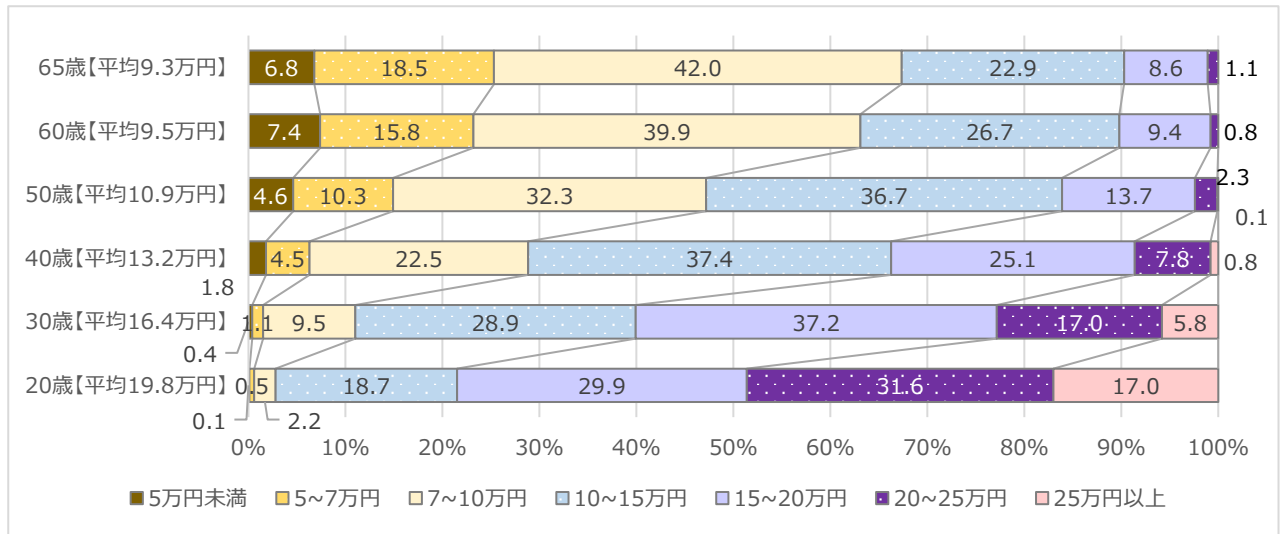
<年金受給月額>



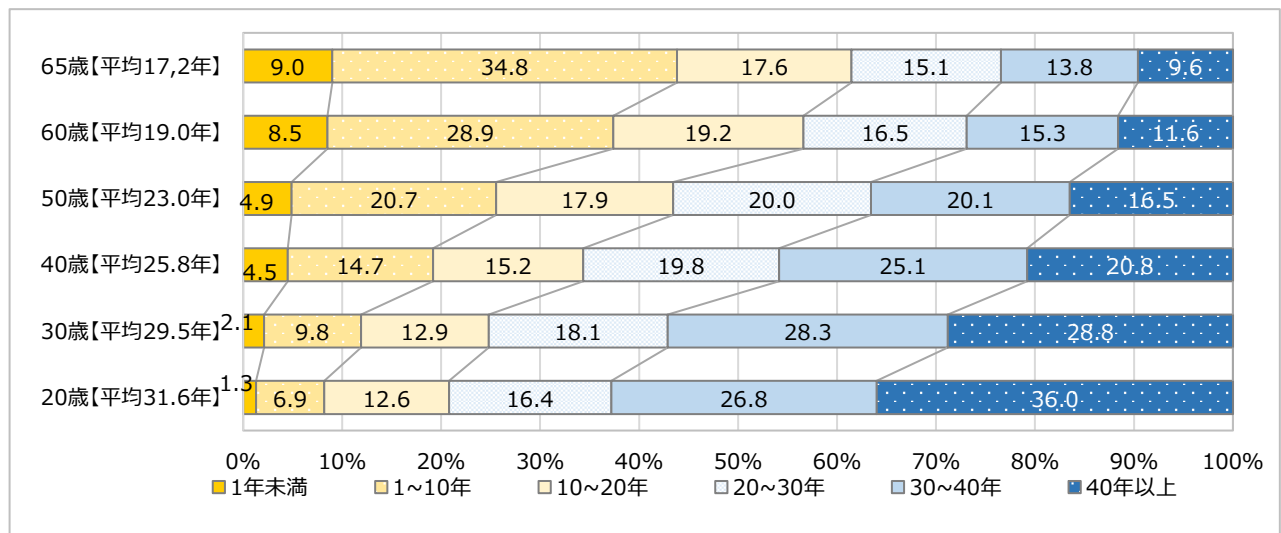
<厚生年金の被保険者期間>



【女性】
＜年金受給月額＞



＜厚生年金の被保険者期間＞



(備考 1) 同上

(備考 2) 同上

(資料) 同上

(2) 世代別に着目した年金受給月額の違い～若いほど年金水準が上昇～

次に、世代による年金受給額の違いについて説明する。図表 3（経済状況が過去 30 年投影パターン）と図表 4（成長型経済移行・継続パターン）のいずれでも、男性も女性も、若いほど受給額が上昇している。若いほど労働参加が進むと予測されているためである。

例えば、図表 3 の男性について、世代による年金受給月額の違いを見ると、10 万円未満の合計割合は、現在の年齢が「65 歳」から「40 歳」までは約 2 割でほぼ変わらないが、「30 歳」だと 15.3%、「20 歳」だと 13%に減少する。平均受給額も「65 歳」の 14.9 万円から、「20 歳」では 15.5 万円と

なり、6,000 円高くなる。

次に、女性を見ると、若い世代の増加傾向がより顕著である。若いほど、結婚・出産後も働き続ける女性が増えているためである。特に、30 歳以下の伸びが大きい。先に、厚生年金保険の被保険者期間の変化を見ると、例えば 30 年以上を合わせた割合は、「65 歳」では 23.4%だが、「60 歳」で 26.9%、「50 歳」で 35.9%、「40 歳」で 43.4%、「30 歳」で 52.6%と過半数を超え、「20 歳」では 57.0%と 6 割近くに上昇する。平均も、「65 歳」の 17.2 年から「30 歳」では 28.2 年、「20 歳」では 29.7 年と、10 年以上延びる。

その結果、年金受給月額が「10 万円未満」の割合は、2024 年度末の年齢が「65 歳」の場合は 67.3%だが、「60 歳」では 63.5%、「50 歳」だと 57.1%、「40 歳」だと 53.4%、「30 歳」だと 44.7%、「20 歳」だと 35.6%と、若いほど減少していく。平均受給月額も、「65 歳」の 9.3 万円から、「30 歳」では 10.7 万円、「20 歳」では 11.6 万円に増える。

図表 4（成長型経済に移行・継続したパターン）では、男女とも、若い世代の年金受給額の上昇幅はより拡大している。

このように、女性にとっては、結婚・出産などのライフイベントを経ても、フルタイムで働き続けて厚生年金の保険料を払い続けられれば、老後の年金水準を引き上げられると言える。

2-2 | 女性の年金水準～貧困リスクが高いシングル女性～

ここで改めて、女性の年金水準について考えてみたい。2-1 で説明したように、2024 年度末に 50 歳になる女性のうち 6 割弱が、年金受給月額 10 万円未満である。有配偶であれば夫の収入があるが、この世代の女性は、約 3 割がシングルである。また、高齢者世帯の約 4 割は、収入が公的年金・恩給のみである⁽³⁾。従って、10 万円未満の年金を頼りに生活していく高齢女性も多いだろう。因みに、「65 歳女性」だと、年金受給月額 10 万円未満が 7 割弱に上り、さらに低年金の人が多い。

受け取る年金が「10 万円未満」で、他に収入がなければ、単身だと相対的貧困の状態に相当する。等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割った金額）の中央値の半分が「貧困線」と言われており、2022 年現在の貧困線は年 127 万円（月で割ると 10.6 万円）である（厚生労働省「2022 年国民生活基礎調査」）。従って、シングルの女性は、低年金で貧困となるリスクが高いと言える。

2-1(2)で説明したように、女性は世代が若いほど、年金受給月額が増加するが、10 万円未満の割合は「20 歳」でも約 36%、「30 歳」では約 45%に上る。しかも、未婚率は年々、上昇している。女性の就業率が上昇し、年金水準も今の高齢女性よりは改善するからといって、女性の低年金と貧困リスクが解決しないことは明白である。

2-3 | 男女間年金格差～現在 20 歳の男女が 65 歳で受け取る額には約 4 万円の男女差～

次に、2-1 でみた内容を基に、改めて年金の男女間格差について考えたい。例えば 2024 年度末に 50 歳の男女では、年金受給月額が 10 万円未満の割合は、男性約 2 割に対して女性 6 割弱、平均額は男性

(3) 厚生労働省「2022 年国民生活基礎調査」。

14.1 万円に対して女性は 9.8 万円、などの差があった。因みに 65 歳では、年金受給月額が 10 万円未満の割合は、男性約 2 割に対して女性 7 割弱、平均額は男性 14.9 万円に対して女性は 9.3 万円である。

世代が上がるほど、男女役割分業の意識も強く、男性が主な稼ぎ手となってきたので、年金に男女差があっても当然と思われるかもしれない。ただし問題は、上述のように、女性が老後、シングルになった場合（またはもともとシングルの場合）にどうやって生活を守るかという点と、結婚・出産後もフルタイムで働き続ける割合が増える 20 歳や 30 歳でも、依然大きな男女格差が残っているという点である。

例えば、図表 3 を見ると、厚生年金の被保険者期間の平均は、65 歳男女の 16.5 年差から、30 歳男女では 8 年差、20 歳男女では 6.9 年差まで縮小する。しかし年金受給月額の平均額は、65 歳男女の 7.0 万円差からは縮小するものの、20 歳男女でも 4 万円近い差が残されている。特に目立つのは、高年金の女性の少なさである。例えば図表 3 の「20 歳男性」では、年金受給月額が 20 万円以上の層が 2 割弱いるが、「20 歳女性」ではわずか 2.5% である。

これは、現役時代の賃金の男女差が大きく、納めてきた保険料の金額に大きな差があるためである。厚生労働省によると、2022 年度、保険料算定の基となる「標準報酬月額」の平均は、男性が 36 万 4623 円に対し、女性が 25 万 5,093 円と、10 万円以上の差がある。「標準賞与額」の 1 回当たりの平均も、男性 52 万 2068 円に対し、女性は 31 万 1,001 円と、20 万円以上の差がある。老後受け取る厚生年金は、基本的に、保険料を納めた期間と過去の報酬等で決まるため、このように給与と賞与の金額に大きな差があれば、たとえ男女が同じ期間、厚生年金の保険料を納めたとしても、受け取る老齢厚生年金の金額には大きな差が残る。

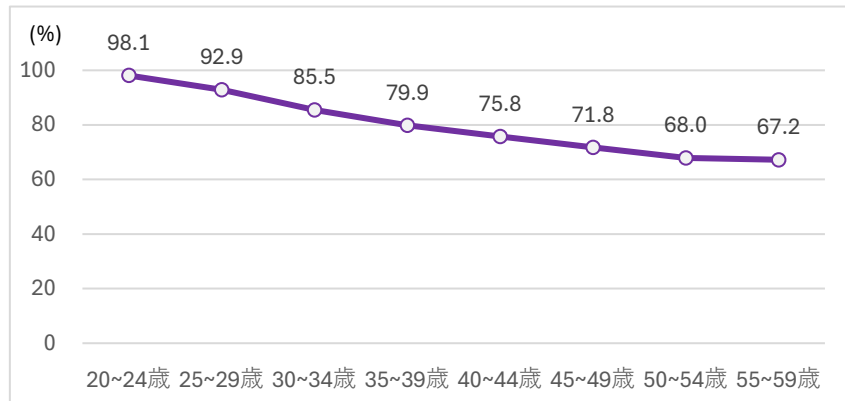
賃金の男女差が大きいことについては、筆者の既出レポート「[『2024 年女性版骨太』が金融業・保険業に迫る男女間賃金格差の是正～旧「一般職」女性のキャリア形成が課題に](#)」（基礎研レポート、2024 年 7 月 8 日）でも説明したように、女性は男性に比べて勤続年数が短いだけでなく、管理職が少ないことや、昇進・昇級の機会が少ない事務職が多いことなどが、要因となっている。

厚生労働省の「令和 4 年賃金構造基本統計調査」によると、2022 年時点でも、20 歳代後半には男女間の賃金差が開き始めており、年齢階級が上がるほど賃金格差が広がる（図表 5）。

従って、今回の財政検証で、若い女性の年金水準が改善する見通しが示されたが、賃金の男女差を解消しなければ、年金の男女差も、シングル女性の低年金と貧困リスクも、根本的には解消することはない。言い換えれば、女性の老後の生活水準を向上させるためには、女性自身ができるだけ長くフルタイムで働き続ける（厚生年金の被保険者期間を延ばす）だけでなく、現役時代に、できるだけスキルアップ・キャリアアップに取り組み、賃金水準を少しでも上げておくこと（被保険者時代の標準報酬月額を上げること）が大変重要なのである⁽⁴⁾。

(4) この点に関しては、筆者の基礎研レポート「[女性に『管理職』を目指さなければならないのか～女性のウェルビーイングの視点から考える～](#)」でも説明したので、参考にされたい。

図表 5 年齢階級別にみた男女間賃金格差（女性/男性）



（資料）厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」

2-4 | 有配偶女性の“落とし穴”～遺族年金は6割以上が10万円未満～

最後に、有配偶女性の老後の暮らしについて述べたい。2-1で述べたように、女性自身の年金水準が低くても、「夫の年金収入があれば何とかなるだろう」と考えている人は多いかもしれない。しかし、女性の方が男性よりも平均寿命が長いため、女性は人生の終盤で、夫と死別してシングルになる可能性が高い。2020年国勢調査（総務省統計局）によると、例えば85歳以上だと、妻と死別した男性は約57万人だが、夫と死別した女性は約324万人いる。

厚生年金に入っていた夫が亡くなると、夫に扶養されていた等の条件を満たせば、妻は遺族年金（遺族厚生年金）を受け取ることができる。ただし、遺族厚生年金は、夫の厚生年金の報酬比例部分の4分の3であり、2-1でも述べたように、実際の受給額は、10万円未満（老齢年金を含む）の人が6割以上を占める。生前の夫の年金受給月額が上限に近くなければ、死別後、妻が遺族年金だけを頼りに、余裕のある生活をしていくことは難しいだろう。

国がこれまで「40年間働き続けた夫と専業主婦の妻」を“モデル世帯”と呼んで年金額を公表していたため、モデル世帯に当てはまる女性は、世帯の受給額を年金額として認識し、夫と死別した後の暮らしについては、イメージが湧いていないケースも多いのではないだろうか。これは、有配偶女性の“落とし穴”とも言える。現時点で“モデル世帯”であっても、いつか、夫婦のいずれかが先立つ。夫が残された場合に低年金に陥るケースは限られるが、妻が残された場合には、低年金に陥るケースは多いと考えられる。

3—終わりに

今回の財政検証から、年金の情報公表の在り方が見直され、ようやく「モデル世帯」ではなく、個人単位で将来の受給額のシミュレーション結果が示されたことは、大きな進展であり、評価されるべきだろう。この結果をもとに、特に若い女性たちは、厚生年金被保険者としてフルタイムで長く働くことによって年金水準が上がることや、男女間の賃金格差が年金格差に直結していることを理解し、これからの働き方を自らデザインしていったほしい。

個人単位の年金見通しが、性・世代別に公表されたことで、女性の年金水準が低いことや、男女間年金格差が大きいことが明確になったが、これまでのところ、全国紙では、この点に関する報道は少

ないようだ。記事の内容を見ると、寧ろ、女性の場合は、若いほど年金受給額が増える点に注目が集まっているようだが、本稿でも指摘したように、現在 20 歳の女性であっても、年金受給額が 10 万円未満の人が 37%に上るという見通しが示されており（過去 30 年投影パターン）、決して楽観できる数値ではない。女性の就業率が上昇している点を以て、女性の雇用と社会保障に関する課題が解消しつつあるかのような捉え方は、非常に短絡的だ。

繰り返しになるが、女性の低年金を解消し、男女間年金格差を改善していくためには、根本的に、女性自身の現役時代の賃金水準を改善するしかない。女性の賃金水準が改善すれば、年金財政の安定にも寄与するだろう。

女性の低年金解消のために、女性の賃金上昇が必要であることは、女性自身も、認識しておくべきだろう。特に世代が上がるほど、女性自身にも性別役割分業意識が強く、漠然と「夫がいれば何とかなるのでは」と考えている人も多いかもしれないが、本稿でも述べてきたように、夫と死別した後の遺族年金の水準は、決して高くない。夫がいるうちに資産を形成し、個人年金等を用意できていれば良いが、そんなケースばかりではないだろう。夫の収入があるうちは問題なくても、女性個人の年金水準が低ければ、シングルになった途端に、低年金に陥ることになる。結局、「男女間賃金格差」という女性政策の本丸に手を付けなければ、人生の最終盤で、そのデメリットは女性自身に降りかかってくると言える。国が長年、「モデル世帯」の年金を公表し続けてきたことで、女性個人の老後の貧困リスクに関する理解が、遅れてきた面もあるのではないだろうか。

女性自身もこれらの点を踏まえて、できるだけ長く働き続けられるように、中高年のうちから運動習慣をつけて体力を維持したり、勤め先で少しでもスキルアップやキャリアアップに取り組んで、賃金水準の上昇を目指したりするなど、備えが必要になるだろう。年金制度の中だけで対策を考えれば、受給時期を遅らせる「繰り下げ受給」によって、年間受給額を増やすことも可能だが、繰り下げるためには、どちらにせよ、受給開始するまでの間、働かなければならない。当たり前のことだが、年金を骨太にする方法は結局、労働を骨太にすることだ。特に、高齢者になる一歩手前の中高年時代に、もっと女性の能力発揮を進めるべきだろう。この点については、筆者は、定年後研究所とニッセイ基礎研究所の共同研究「中高年会社員の活躍に向けた現状と課題」を基にレポートを数多く発信しており、参考にしていきたい⁽⁵⁾。

「65 歳以上」、また「75 歳以上」の高齢者の 10 人に 6 人は女性である。「老後の問題」は、より「女性の問題」だと言える。これからは、年金についても、もっと女性にフォーカスした議論をすべきではないだろうか。今回の財政検証結果を受けて、政府は今後、2025 年の制度改正に向けた議論を進める予定だが、年金制度の見直しだけでなく、雇用政策に結びつけた議論もしていくべきだろう。

(5) <https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=77584?site=nli>